

川にごみを捨てないで

いつまでも清らかな水の流れてあつてほしい河川。しかし、河川にはペットボトル・空き缶・家庭ごみ、季節によっては刈り草などが捨てられています。

河川への不法投棄は、近隣の住民に大変な迷惑となるほか、自然環境を破壊し水質悪化により魚の住めない川になってしまいます。

河川は、ごみを流すところではありません。きれいな河川を守るため、河川にごみを流さないよう皆さんのご協力をお願いいたします。

美しい作田川を守る会

事務局 東金市環境保全課

☎(50)1170

美しい木戸川を守る会

事務局 芝山町環境空港対策課

☎0479(77)3908

栗山川汚染対策防止協議会

事務局 横芝光町環境防災課

☎0479(84)1216

消費生活相談日が増えました

山武市では、悪質商法・商品・契約・複数の借金返済などの不安やトラブルから消費者を守り、安心・安全な生活を送れるよう消費

生活相談日を増やしました。

相談は、専門の相談員が無料でお答えし、相談内容が外部にもれることはありません。一人で悩まずお早めにご相談ください。

相談は毎週月曜日および金曜日です。

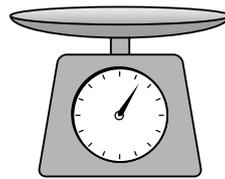
※詳細は、24ページの暮らしの情報をご覧ください。

計量器(はかり)定期検査のお知らせ

県と市では、

計量法に基づく計量器の定期検査を12月に予定しています。

この検査は計



量法により市町村の区域ごとに2年に1回実施することが定められ、商店・工場・病院・学校などで計量器(はかり)を取引または証明に使用している場合は、受検しなければならぬことになっています。

また、前回実施した実績を基に申請書を送付いたしますので、ご協力をお願いします。

日程などの詳細は広報11月号でお知らせします。

☎(80)1201

農振農用地
目的外使用の場合
届出を

農業振興地域整備計画変更の受付

「農業振興地域整備計画」に指定された「農振農用地」は、農業以外の目的で利用することはできません。やむを得ず他の目的(住宅・店舗・資材置場など)に利用したい場合は、「農振農用地」からの除外(農振除外)農用地利用計画の変更)を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

まずは計画の内容について、事前に相談してください。

受付期間 11月1日(月)～30日(火)

受付場所 農林水産課

※申請書様式は担当課窓口のほか、山武市ホームページからダウンロードできます。

☎(80)1211

米・米加工品を取扱う
業者の皆さんへ

米トレーサビリティ法が施行されます。

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)が、平成22年10月1日から取引などの記録・保存部分が施行され、米・米加工品を取扱う生産者、卸売業者、小売業者および外食店などの方は、入出荷などの記録の作成と保存が義務付けられます。(取引等に伴う産地情報の伝達部分は23年7月1日施行)対象事業者は、生産者を含め対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行う全ての皆さんとなります。対象品目は、米穀(玄米、精米など)、米粉、米こうじなどの中間原料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりんです。記録事項は、品名、産地、数量、取引年月日、取引先名などです。保存期間は、原則3年です。

☎(80)1201

米トレーサ法等推進グループ

渡部、永見、宮本、渡邊

☎043(224)5615

☎043(221)0790